

# 最大で約 100 万円もの減額！！退職手当引き下げを 1 月 1 日に強行か！？

——「退職手当引き下げ」問題団体交渉(12 月 12 日、12 月 19 日)報告——

## 5 年前の悪夢——2013 年 1 月 1 日、使用者は大幅な退職手当引き下げを強行実施！

2017 年 4 月、人事院は退職給付水準の官民比較の調査結果を発表し、民間の退職手当給付額が 24,596 千円であるのに対し、公務員は 781 千円 (3.08%) 上回る 25,377 千円の退職手当が給付されていると発表しました。人事院は、「官民均衡の観点から、給与水準について見直しを行なうことが適切」との見解を示したのです。

この見解についての発表を受け、2012 年度に熊本大学使用者が誠実交渉義務違反を犯してまで強行した、大幅な退職手当引き下げを思い出した教職員の方々も多いのではないのでしょうか。当時は組合は熊大使用者と団体交渉を行ない (2012.12.13、12.17)、合理的根拠のない退職手当引き下げに断固反対しました。その時の使用者の主張は“「社会一般の情勢」(すなわち民間の水準)にまで引き下げることにより「官民均衡」を確保するため”というものでした。しかし、人事院の官民格差の調査結果はあくまでも国家公務員と民間企業(しかも従業員 50 人規模以上)との比較であり、それを国立大学法人職員にそのまま適用するというのはあまりにも乱暴な話です。しかも、当時の人事・労務担当理事は、熊本大学の退職手当は“民間と同等のレベル”と述べておきながら、“民間の水準に合わせて引き下げる”と強弁し開き直るといふ有様でした。退職手当引き下げが「高度の必要性に基づいた合理的な内容のもの」であるという説明もできなければ、大学による自己補填が不可能だとする根拠も提示しないまま、使用者は退職手当引き下げを 2013 年 1 月 1 日に強行したのです。

## 蘇る悪夢——2017 年 11 月 30 日、「退職手当の引き下げについて」の情報提供

先述したように、人事院が見解を発表したのは今年の 4 月でした。そして 11 月 17 日に政府は、人事院の官民比較調査結果を踏まえ、国家公務員の退職手当引き下げを閣議決定します。熊本大学では、11 月 30 日、人事課長が組合に対し退職手当について情報提供を行ないましたが、人事課長は 11 月 28 日に開催された役員会において「退職手当を引き下げるといふ方向性」が承認された、と口頭で報告するだけでした。“施行日や引き下げ調整率については決まっておらず、他には何も説明できない”というのです。決定の根拠も、資料もなく、ただ方向性が決まった、と人事課長は繰り返すだけでした。組合は余りにも杜撰な情報提供に失望しつつも、建設的な議論を行なうために、熊本大学の退職手当水準と民間のそれとが不均衡であるというのであれば、その具体的かつ合理的根拠を提示するよう要求しました。しかし、再び期待は裏切られます。

12 月 5 日、2 度目の情報提供が行なわれましたが、そこでも使用者が提示したのは「退職手当


法等の一部を改正する法律案」のみ。人事院勧告に準じ調整率を 83.7%とし、2018 年 1 月 1 日に施行するという(使用者がいうには、そのスケジュール)を同日に開催された役員会で「決定」したというのです。無論、合理的根拠を示す資料があるはずもなく、単に法律案を組合に届けただけだったということになります。この時点で使用者が予定する施行まで約 25 日しか残されていないにもかかわらず。

## 第 1 回目交渉 (12 月 12 日) ——最大で約 100 万円もの引き下げ！

交渉では、“閣議決定に従い 1 月 1 日から退職手当の調整率を現行の 87/100 から 3.3%引き下げ 83.7/100 に改正する”と学長が発言しました。次いで、人事・労務担当理事は、“引き下げは「社会一般の情勢に適合」するものであり、本学が参考とする資料として人事院の調査結果は妥当なもの、また代償措置を講ずるには、大学に多額な費用がかかるため困難だと考えている”と説明しました。つまり、熊本大学使用者は、額にして最大で約 100 万円もの退職手当引き下げの完全実施を提案したわけです。言うまでもなく、これは、一方的な労働条件の引き下げに当たります。

組合は、退職手当引き下げの合理的根拠の提示と説明、施行期日の延期、退職手当金引き下げ分の補填を要求しました。使用者の回答は、“1 月 1 日からは、国は減額改定した退職手当積算額を特殊要因経費として大学に支給するため、国家公務員の退職手当の支給水準に合わせて引き下げをもし行なわなかった場合は、その差額の財源を捻出するためには何らかの措置を行なう必要がある。このような財政状況を鑑みると、現実的にこれを措置することは困難である”というものでした。使用者の説明は、今年度内に退職手当を引き下げなかった場合、定年退職者に係る大学の負担総額は約 3,000 万円となり、その一部であっても負担することは難しいというものに留まりました。組合は、長年に渡り熊本大学に貢献し退職される方々の労に報いるために何らかの方策によって補填すべきではないかと主張しました。しかし、学長は、“その気持ちはあるが教職員に説明するのが難しい”、そして“長期的に考えるといろんな問題が生じる可能性がある”ために行なわないと回答しました。使用者が提示した資料の確認も含め、交渉を継続することになりました。

(裏面につづく)

	熊本大学教職員組合	
	No. 9 2017. 12. 26	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp <a href="http://union.kumamoto-u.ac.jp/">http://union.kumamoto-u.ac.jp/</a>

## 第2回目交渉（12月19日）——合理的根拠は皆無！ 驚きの発言！！

2回目の交渉では、まさしく2012年度の交渉の再現かと思えるような議論が行なわれました。組合の主張は、きわめて単純かつ明確なものです。使用者が参考資料として提示した人事院調査結果は、そもそもデータとして決定的に妥当性に欠けるということです。熊本大学の退職手当が民間のそれよりも高いということを示す合理的根拠の提示なくして、民間水準に合わせて引き下げるなどできないはずです。労働条件の変更は、「労働契約法」第9条、第10条に定められており、第10条では不利益となる変更には「合理性」が認められなくてはならないとしています。「合理性」が認められないならば、引き下げという不利益変更は、違法行為でしかありません。使用者は人事院調査結果が妥当だという主張を繰り返すのみですが、それはその調査が妥当だからなのではなく、使用者がその資料しか持っていないからなのです。

今回の人事院調査結果を国立大学法人職員に適用するのが決定的におかしいのは、人事院の調査が医療職員と教育職員を対象にはしておらず、熊本大学のように多くの職種からなる事業所との単純な比較には使えないものだからです。組合が、2012年度に何度も要求し今回の情報提供でも再三要求した、熊本大学の退職手当水準と民間のそれとが不均衡だとする合理的根拠を、熊大使用者は準備すらしていないというのが事実です。これまで長年に渡り熊本大学に貢献し、本年度末をもって退職となる教職員の方々の労に報いる意志が本当にあるならば、可能な限り「合理性」を担保するために調査を行ない、その「合理性」に基づき施行しようとすべきです。ところが、引き下げを決定した役員会では、このような合理性も精査された調査資料も準備されていなかったのです。呆れたことに、人事・労務担当理事でさえ、人事院調査が対象とした職種もうろ覚え、企業規模別の統計が示されていることも知らないという有様でしたので、役員会は、人事院の見解をろくに理解しないまま、大幅な退職手当引き下げを妥当と判断したとしか考えられません。

組合は、まず使用者として合理的根拠を示すこと、その上で退職手当を引き下げるのであれば、引き下げ分の補填すること、及び、施行日を延期することをについて交渉継続を要求しました。人事・労務担当理事は、組合からの要求に応じ調査を行なう姿勢をみせました。ところが、労務課長が1月1日に引き下げを施行するということで、突然交渉を終了しようとしたのです。労務課長という立場にありながら、余りにも無茶苦茶なことを平気で発言し、団体交渉を蔑ろにしたのですから、労務課長はそのような姿勢を改めるべきです。

組合は、退職手当を引き下げるのであれば合理的根拠を明示し説明責任を果たす義務が使用者にあるという要求を明確に伝え、この要求は2012年度から何ら変わっておらず、この要求に対して何の対応も行っていないという使用者側の問題点を再度指摘しました。退職手当引き下げにも、2018年1月1日の施行についても組合は合意していないことを明確に伝え、交渉を終えました。

## 1月1日に引き下げ強行か？！

12月25日（月）2時48分、学長名で全教職員宛に「退職手当に関する取扱いについて」のメールが送付されました。このメールでは、「平成30年1月1日から退職手当の基本額の調整率を、87/100から83.7/100に引き下げる取扱とする方向で検討を進めているところです。（中略）過半数代表者への説明及び意見聴取を行なった後、経営協議会の議を経て、役員会で審議を行なう予定としていますが、別途、職員への説明会を実施する予定です」と記されていました。その後、5時58分に人事課から「退職手当引き下げに関する説明会の開催」を周知するメールが配信されたのです。26日に出勤し驚かれた方々も多くいたでしょう。27日に説明会が開催されます。使用者は拙速に事を進め、組合との団体交渉を打ち切り、1月1日の施行を強行しようとしています。

組合は、熊本大学の財政状況を見無視し理想のみを追求しようとはしていません。組合は、使用者に対して、教職員の労に報いるべく可能な限り努力を尽くすよう求めているのです。残念ながら今回の交渉で明らかになったのは、使用者の判断はあくまでも閣議決定ありきのものであり、そこには教職員に対する誠実さの鱗片も見られなかったということです。

5年前、国立大学法人の中には、退職手当引き下げの1月1日実施を見送り、団体交渉を継続した大学もあります。しかし、熊本大学は1月1日の施行に固執し、強行しました。あれから5年経った今また、使用者は同じことを繰り返すというのでしょうか。組合との団体交渉を終えていないにもかかわらず、就業規則の不利益変更手続きに入ることは決して許されることではありません。

これからも組合は、使用者に対し真摯に対応するよう粘り強く訴えていきます。